

平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 エフワン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮崎 國敏
(コード番号 8128 大証第 2 部)
問 合 せ 先 経理部長 花田 憲一
(TEL 06-6241-8520)

臨時総会および普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 4 日開催の取締役会において、平成 23 年 4 月【中旬】開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 2 月 21 日（月曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告を致します。

- (1) 基準日 平成 23 年 2 月 21 日（月曜日）
- (2) 公告日 平成 23 年 2 月 7 日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載致します。）
<http://www.f-one.co.jp/>

2. 本株主総会の日程および付議議案等について

当社は、平成 22 年 12 月 10 日付「支配株主であるグッドヒル株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社において当社普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うことおよび③当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の本社の株式を交付すること、ならびに、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づく資本金の減少を付議する予定です。

また、本種類株主総会において、上記①による変更後の当社定款の一部変更をして、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを付議する予定です。上記②の定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、上記の公告により、本臨時株主総会のほか、同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日および開催場所ならびに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上